IMMIGRATION

出入国管理

IMMIGRATION 2012

2012年7月9日新しい在留管理制度がスタート！

法務省入国管理局

私たちは，出入国管理行政が少しでも皆様に理解され親しみやすいものになることを願っています。

入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

札幌入国管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目	TEL 011-261-7502（代）
仙台入国管理局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 022-256-6076（代）
東京入国管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	TEL 03-5796-7111（代）
	（審査管理部門（再入国））	TEL 03-5796-7251
	（就労審査部門）	TEL 03-5796-7252
	（留学審査部門）	TEL 03-5796-7253
	（研修・短期滞在審査部門）	TEL 03-5796-7254
	（永住審査部門）	TEL 03-5796-7255
成田空港支局	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222（代）
羽田空港支局	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟	TEL 03-5708-3202（代）
横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	TEL 045-769-1720（代）
名古屋入国管理局	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	TEL 052-559-2150（代）
中部空港支局	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟内	TEL 0569-38-7410（代）
大阪入国管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 06-4703-2100（代）
関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	TEL 072-455-1453（代）
神戸支局	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29	TEL 078-391-6377（代）
広島入国管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31	TEL 082-221-4411（代）
高松入国管理局	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1	TEL 087-822-5852（代）
福岡入国管理局	〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400（代）
那覇支局	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15	TEL 098-832-4185（代）
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1	TEL 029-875-1291（代）
西日本入国管理センター	〒567-8550 大阪府茨木市郡山1-11-1	TEL 072-641-8152（代）
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	TEL 0957-52-2121（代）
外国人在留総合インフォメーションセンター	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20（仙台入国管理局内）	TEL 0570-013904（IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112）
	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30（東京入国管理局内）	
	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7（東京入国管理局横浜支局内）	
	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18（名古屋入国管理局内）	
	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53（大阪入国管理局内）	
	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29（大阪入国管理局神戸支局内）	
	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31（広島入国管理局内）	
	〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内（福岡入国管理局内）	
相談員配置先	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目（札幌入国管理局内）	
	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1（高松入国管理局内）	
	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15（福岡入局管理局那覇支局内）	
外国人総合相談支援センター	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階	TEL 03-3202-5535
外国人総合相談センター埼玉	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階	TEL 048-833-3296
浜松外国人総合支援ワンストップセンター	〒430-0926 静岡県浜松市中区砂山町324-8　第一伊藤ビル9階	TEL 053-458-1510

法務省 http://www.moj.go.jp/

入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/

○入国管理局の業務について御質問がありましたら，下記にお問い合わせください。

法務省入国管理局　〒100-8977　東京都千代田区霞が関1-1-1　TEL　03-3580-4111（代）

出入国管理のしおり　作成：法務省入国管理局

世界の中の日本，
だから日本の中の世界を大切にしたい……

羽田空港（提供：東京国際空港ターミナル株式会社）

日本を訪れる外国人－その数は一日約２万人に及びます。また，その２倍以上の日本人が毎日海外へ旅立っています。日本に滞在する外国人の国籍も世界のほとんどの国に及び，私たちの身近なところで外国人とのかかわりが日に日に深まっています。

いろいろな国の人が日本を訪れ生活することは，国際的な相互理解の増進に役立ち，国際社会の中にある我が国にとって益々重要な意味を持つようになっています。外国人を円滑に受け入れられるようにすることは日本社会にとってとても大切です。一方，外国人を受け入れるに当たっては，日本社会の安全や利益が守られ，日本人が安心して外国人と共生できる仕組みの強化が社会の要請となっています。

「世界の中の日本」であるからこそ「日本の中の世界」である外国人と上手に付き合っていきたいものです。

出入国管理は，こうした国際交流が効果的に行われるよう，国内での摩擦や好ましくない問題が生じないよう考えながら実施していく行政であり，まさに世界と日本を結ぶ役割を果たしています。

出入国管理行政を担当するのは，法務省の入国管理局とその出先機関で，一般に「入管」又は「イミグレーション」と呼ばれています。

入管行政の基本法は，「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略称します。）です。

INDEX

●入管の仕事 …… 4～14
1．新しい在留管理制度 …… 4
2．すべての人の出入国の公正な管理 …… 6
3．外国人の在留の管理 ……10
4．外国人の退去強制 ……12
5．難民の認定 ……14
●近年の出入国管理政策 ……15～17
6．高度人材ポイント制 ……15
7．人身取引対策 ……16
8．国際テロ対策 ……16
9．第４次出入国管理基本計画 ……17
●入管の職員 ……18
●入管の機構 ……19

クルーズ船

1 New Residency Management System 新しい在留管理制度

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）により，平成24年7月9日から，在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として，法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する「新しい在留管理制度」が施行されています。また，同日をもって外国人登録法は廃止されました。

新しい在留管理制度の対象者

新しい在留管理制度の対象者となるのは，入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）で，具体的には次の①～⑥のいずれにも**あてはまらない外国人**です。中長期在留者には，外国人登録証明書に代わって，基本的な身分事項や在留資格などを記載した**在留カードが交付されます**。

① 「3月」以下の在留期間が決定された人
② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
④ 「特定活動」の在留資格が決定された，亜東関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
⑤ 特別永住者
⑥ 在留資格を有しない人

「在留カード」はどういうカード？

在留カードは，中長期在留者に対し，上陸許可や，在留資格の変更許可，在留期間の更新許可など，在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留カードには偽変造防止のためのＩＣチップが搭載されており，カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。また，Web サイト上で在留カード番号の有効性を確認することもできます。

（カード表面）

（カード裏面）

詳しくは，こちらのWebサイトをご覧ください。 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

新しい在留管理制度における手続の流れ

出入国港で

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに，上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

（注）在留カードが交付されるのは，2012年（平成24年）7月9日からの制度導入当初は，成田空港，羽田空港，中部空港及び関西空港に限定されます。

市区町村で

住居地の(変更)届出

地方入国管理官署で

住居地以外の(変更)届出

氏名，生年月日，性別，国籍・地域の変更届出
在留カードの有効期間更新申請（永住者・16歳未満の方）
在留カードの再交付申請（在留カードの紛失，盗難，滅失，著しい毀損又は汚損等をした場合）
所属機関・配偶者に関する届出（就労資格や「留学」等の学ぶ資格，配偶者としての身分資格で在留する方）

在留審査

在留期間更新許可，在留資格変更許可等の際，中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します。

利便性を向上させる措置

新しい在留管理制度の導入に伴い，適法に在留する外国人の方の利便性を向上させるため，次の措置を講じました。

（1）在留期間の上限の伸長
在留期間の上限が「3年」の在留資格について，「5年」の在留期間が設けられます。

（2）再入国許可制度の見直し
有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方で出国後1年以内（注）に再入国する場合には，原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。また，再入国許可を受ける場合の再入国許可の上限が，これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。
（注）在留期限が出国後1年未満の間に到来する場合は，その在留期限までに再入国してください。

2 Entry すべての人の出入国の公正な管理

国境を越える人々，そのスムーズな移動のために…

国際化時代の中で，日本は世界に向かってできる限り扉を開くようにしています。とは言っても，外国人が何らの制限や審査も受けずに自由に日本に入国し，仕事につき，生活してよいというわけではありません。外国人がどのような目的で日本を訪れ，どのくらい滞在するのか，それが日本人の生活をおびやかすことがないのかどうかなどを日本の法令に基づいて判断し，日本に滞在することができるかどうかが決められます。これを行う入国管理の仕事は，人の交流が活発になればなるほど一層重要になってきています。正当な目的をもって来日しようとする人がスムーズに入国し安心して生活できるようにするとともに，日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守ることも，また入管の仕事です。

国籍・地域別外国人入国者数（平成23年）

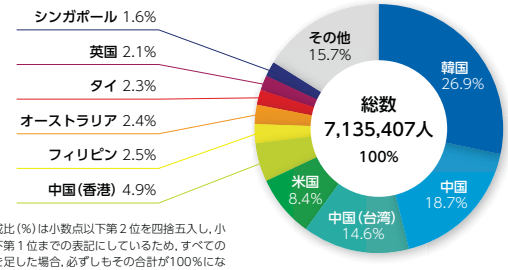

（注）構成比（%）は小数点以下第２位を四捨五入し，小数点以下第１位までの表記にしているため，すべての構成比を足した場合，必ずしもその合計が100%になるとは限りません。

国籍・地域	入国者数	構成比（%）
総数	7,135,407人	100%
●韓国	1,919,876人	26.9%
●中国	1,332,700人	18.7%
●中国（台湾）	1,038,934人	14.6%
●米国	595,506人	8.4%
●中国（香港）	349,738人	4.9%
●フィリピン	175,759人	2.5%
●オーストラリア	168,535人	2.4%
●タイ	167,069人	2.3%
●英国	150,044人	2.1%
●シンガポール	113,544人	1.6%
●その他	1,123,702人	15.7%

上陸許可証印

①2012年６月１日に

②観光，商用，親族訪問など，短期間日本に滞在する目的で

③在留期間 90 日を許可され

④成田空港第２旅客ターミナルビルから上陸したことを意味しています。

上陸許可証印（シール式）

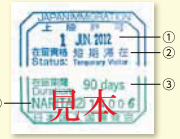

上陸許可証印（押印式）

在留カード
（平成24年７月９日以降，中長期在留者となった方で４大空港（成田・羽田・中部・関西空港）から入国した方に対して交付されます。）

外国人入国者，日本人出国者の推移

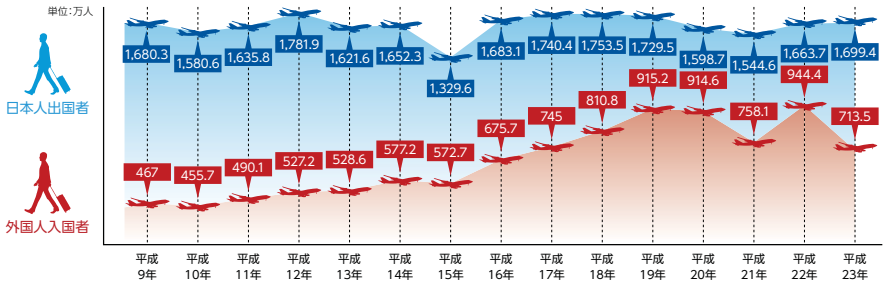

我が国に外国人を受け入れるに当たっては，国際社会における我が国の役割や，我が国の地理的・歴史的な背景などを考慮し，内外社会の現況や動向を十分に見極めた上で，そのルールづくりがなされるよう，関係省庁や関係団体との協議・意見交換が重ねられています。

外国人の入国の審査

外国人は旅券（パスポート）と査証（ビザ）を持って日本に来ます。

日本の玄関で－上陸審査を待つ人たち

自動化ゲート

日本の出入国港へ着いた外国人は上陸の申請を行います。この際，免除対象者を除き個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供します。

入国審査官による上陸審査

在留資格認定証明書

日本に入国を希望する外国人又はその代理人（日本国内居住）は，最寄りの地方入国管理局へ申請書類を提出することにより，事前に，在留資格の認定を受けることができます。こうして認定を受けた外国人には「在留資格認定証明書」が交付されます。査証（ビザ）発給申請の際，また，我が国の空港等における上陸審査の際に，この証明書を提出すれば，審査がスムーズになります。

査証

出発前に海外にある日本の大使館や領事館で取得するもので，原則としてその取得が求められており，外国人の持っている旅券が有効であることの確認と，入国させても支障がないという推薦の意味があります。

査証免除

短期間の滞在を予定する外国人については国際移動の円滑化を図るため，国と国との間で相互に査証を免除する取決めを結ぶことがあります。平成23年５月現在日本は61の国・地域の一般旅券所持者に対する査証免除措置を実施しています。

上陸拒否

日本に入国しようとする外国人は，上陸審査において上陸のための条件を満たしていなければなりません。この上陸のための条件を満たしていない場合には，上陸が拒否されることになります。

入国審査官は旅券，査証，そして必要な事項の記載された出入国記録カード（EDカードと呼ばれています。）等によって，その外国人の上陸を認めてよいかどうかの審査をします。

旅券・査証

ICカード

外国人の旅券に上陸許可の証印をします。
※成田空港，羽田空港，中部空港及び関西空港においては，上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

これで正式に日本への上陸が許可されたことになります

在留資格

入国の際に外国人の入国・在留の目的に応じて入国審査官から与えられる資格（30種類：８ページ「在留資格一覧表」を参照）で，外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

在留期間

それぞれの在留資格ごとに，在留できる期間（一度の許可で在留できる期間）が定められています。この在留期間は日本国内で更新が可能です。

特例上陸許可

航空機や船舶の乗員又は乗客が査証を取得していないときなど，一定の条件の下に一時的な上陸を許可する「特例上陸許可」の制度があります。「特例上陸許可」には寄港地上陸許可，通過上陸許可，乗員上陸許可（※），緊急上陸許可，遭難による上陸許可，一時庇護のための上陸許可があります。平成22年に特例上陸の許可を受けた外国人は約197万人です。

※乗員上陸許可
航空機や船舶の乗組員の上陸に際して与えられます。なお，国際定期便の乗員など頻繁に出入国する外国人乗員は，１年間有効の数次乗員上陸許可を受けられることがあります。

在留資格一覧表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年，3年，1年，3月，30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年，3年，1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年，3年，1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年，3年，1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年，3年，1年又は3月
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)	外資系企業等の経営者・管理者	5年，3年，1年又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年，3年，1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年，3年，1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年，3年，1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年，3年，1年又は3月
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者	5年，3年，1年又は3月
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年，3年，1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年，3年，1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年，1年，6月，3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年，3年，1年又は3月
技能実習	1号 イ　本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む ロ　法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 イ　1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ　1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年，1年，6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは、30日、15日又は15日以内の日を単位とする期間

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月，4年，3年3月，3年，2年3月，2年，1年3月，1年，6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年，6月又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者(技能実習を除く。)又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年，4年3月，4年，3年3月，3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー等、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補	5年、4年、3年、2年、1年、6月，3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年，3年，1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子	5年，3年，1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年，3年、1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

外国人の出国の確認

日本での活動を終えた外国人は出入国港から出国します。

外国人が日本から出国するときは，入国審査官が旅券に出国の証印をします。この場合，刑を免れようとして国外に逃亡を図る外国人については，出国の証印をせず，一定の時間出国の確認を留保することができます。

出国の確認

出国証印の印影

日本人の出国の確認

日本人が海外に出かけるときには，旅券の発給を受け，必要に応じて渡航先の国の査証を取得します。

入国審査官は，日本人が出国するときも旅券を確認し，旅券に証印をしています。

帰国の確認

日本人の帰国の確認

帰国した日本人は，再び入国審査官に旅券を提出します。

入国審査官は，帰国の事実を確認し，旅券に証印をして帰国のチェックは完了します。

帰国証印の印影

3 Stay 外国人の在留の管理

正しい在留でENJOY JAPAN…

日本に在留する外国人は，上陸のときに決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい，在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて入管で許可を受けなければなりません。我が国は，このように在留資格や在留期間により，外国人の日本における活動と滞在を保証すると同時に，これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないよう配慮しつつ，外国人の在留の適正な管理に努めています。

在留審査窓口

ビジネスで長期滞在していますが，
休みを利用して帰国します。

**一時的に外国へ旅行し，
再び同じ在留目的で入国を希望する場合**
再入国許可(※)を受けると便利です。

※再入国許可制度の見直しについては，P5 をご覧ください。

留学生として在留中ですが，
アルバイトはできますか。

**許可された活動以外の就労活動
(アルバイト)を行うことを希望する場合**
資格外活動許可の申請をしてください。

もう少し語学教師を続けたいのですが…。

**許可された在留期間を超えて在留を
希望する場合**
在留期間更新の申請をしてください。

在留カードは平成 24 年 7 月 9 日から発行されています。

日本の女性と結婚したのですが…。

**現在の在留目的を変更して在留を
希望する場合**
在留資格変更の申請をしてください。

在留カードは平成 24 年 7 月 9 日から発行されています。

私たち外国人夫婦に子供が
生まれました…。

**出生・日本国籍の離脱などにより，日本において
外国人として在留することになった場合**
在留資格を取得する必要があります。

在留カードは平成 24 年 7 月 9 日から発行されています。

長く日本で生活してきたので，
このまま日本で一生を過ごしたい…。

日本に永住を希望する場合
永住許可の申請をしてください。

在留カードは平成 24 年 7 月 9 日から発行されています。

就職しようとする会社から
働いてもよいという証明書を
提出するように言われましたが…。

就労資格証明書の申請をしてください。

インフォメーションセンター

外国人の中には日本の法律や社会制度などに不案内であったり，生活様式・風俗習慣・言語などが異なる方もいるので，「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し，外国人及び在日関係者の方々への必要な案内を行っています。このインフォメーションセンターは，仙台・東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・広島・福岡の入国管理局・支局に設置されており，英語のほか韓国語・中国語・スペイン語など様々な言語で，電話や来訪による外国人の入国・在留に関する手続についての相談に応じています。

インフォメーションセンター

ワンストップ型相談センター

地方公共団体の相談窓口と連携して，入国・在留手続等の行政手続のほか生活に関する相談及び情報提供を行うため，東京都新宿区，埼玉県さいたま市及び静岡県浜松市に設置しています。

ワンストップ型相談センター

参　考

外国人登録者総数の推移

各年末現在

年	外国人登録者総数	
平成 3 年	1,218,891 人	(0.98%)
平成 8 年	1,415,136 人	(1.12%)
平成 13 年	1,778,462 人	(1.40%)
平成 18 年	2,084,919 人	(1.63%)
平成 23 年	2,078,508 人	(1.63%)

(　)内は，我が国の総人口に占める割合

国籍別外国人登録者数

平成23年12月末現在

国　籍	登録者数	構成比(%)
中国	674,879	32.5%
韓国・朝鮮	545,401	26.2%
ブラジル	210,032	10.1%
フィリピン	209,376	10.1%
ペルー	52,843	2.5%
米国	49,815	2.4%
その他	336,162	16.2%
計	2,078,508	100.0%

(注) 構成比(%)は小数点以下第２位を四捨五入し，小数点以下第１位までの表記にしているため，すべての構成比を足した場合，必ずしもその合計が100%になるとは限りません。

4 Deportation 外国人の退去強制

不法就労，密入国，犯罪…

外国人の一部には，不法に日本に入国したり，在留許可の範囲を超えて日本に滞在する人たちがいます。そのような外国人を法令に基づいて強制的に国外へ退去させ，日本国民の安全や利益が害されるのを防ぐのも入管の仕事です。どういう場合に退去強制されることになるかは入管法に定められています。

なお，平成 23 年に送還された外国人の数は次のとおりです。

平成23年に送還された外国人の数

不法残留	5,476人
許可された在留期間を超えて滞在している場合。	
資格外活動	523人
許可を受けずに，与えられた在留資格以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行った場合。	
不法入国	2,045人
旅券を持たずに，あるいは偽造された旅券で入国した場合など。	
不法上陸	112人
旅券は有効でも，上陸許可を受けずに上陸した場合。	
刑罰法令違反等	565人
刑罰法令に違反して刑事処分を受けた場合など。	
総数	8,721人

密航者の摘発

我が国に不法残留する外国人の数は，平成５年（約29万９千人）をピークにその増加に歯止めがかかったものの，現在でも約６．７万人と依然として高い水準にあり，その大部分は不法就労しているものと見られています。

送還された外国人の推移

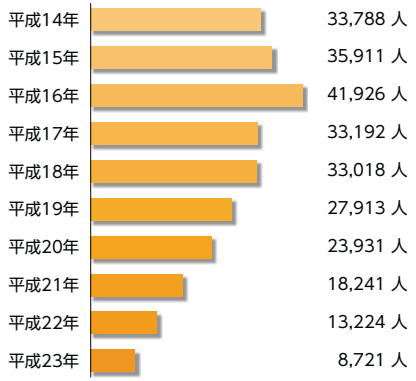

外国人不法残留者の推移

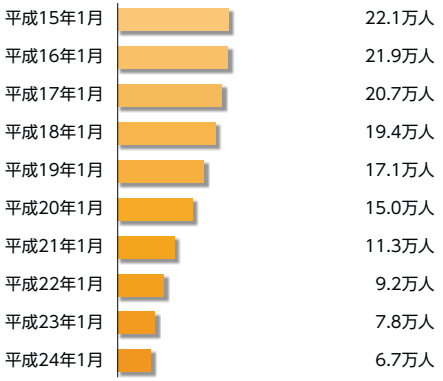

不法就労する外国人の存在は，日本の労働市場に悪影響を与えるだけでなく，風俗，治安などいろいろな分野にわたって様々な問題を引き起こしている一方で，劣悪な環境下での労働を強いられるなどの被害にあう事案も生じています。

退去強制するか否かの決定に際しては，違反調査，違反審査，口頭審理等を通じ，事実関係のほか，外国人の情状をくみとるための手続が慎重に行われています。

退去強制事由に該当する外国人については，退去強制手続を執ることとなりますが，我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人のすべてが国外へ退去されるのではなく，日本での生活歴，家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

退去強制手続の流れ図

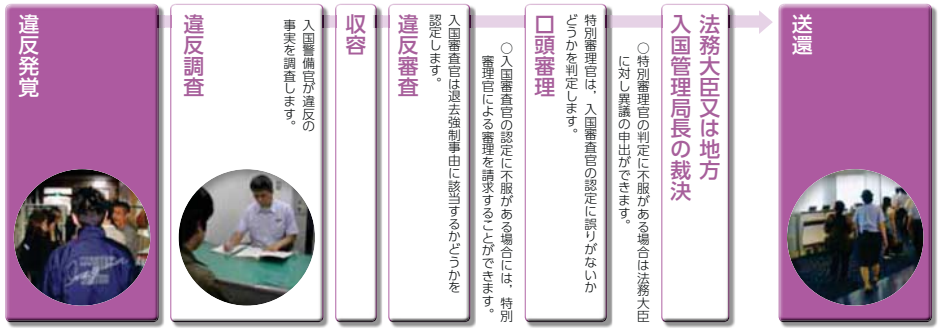

退去強制と決定された外国人は，速やかにその国籍国などへ送還されることとなっています。直ちに送還することができないときは，送還できるようになるまで，茨城県牛久市，大阪府茨木市及び長崎県大村市にある入国管理センターに収容されることとなります。

また，不法滞在者の自発的な帰国推進のため，入管法違反者のうち，一定の要件を満たす不法残留者について，身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる「出国命令制度」があり，平成 23 年にはこの制度の対象者として 4,501 人が出国しています。

※出国命令により出国した者の上陸拒否期間は１年になります。

要件

- ●速やかに出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭したこと
- ●不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- ●入国後窃盗罪等の所定の罪により懲役刑等に処せられていないこと
- ●これまでに強制送還されたり，出国命令により出国したことがないこと
- ●速やかに出国することが見込まれること

出国命令手続の流れ図

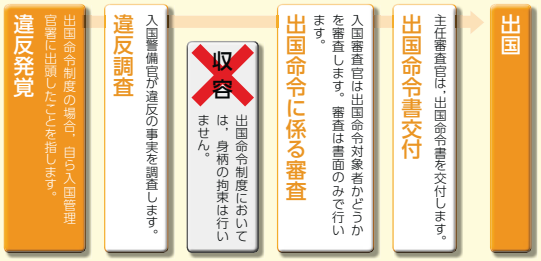

5 Refugee Recognition 難民の認定

国際社会の一員として…

我が国は，昭和 56 年に「難民の地位に関する条約（難民条約）」に加入し，難民認定制度を設けています。

難民とは，「人種，宗教，国籍，若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に，迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって，その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」をいいます。

日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合には，難民であるか否かが審査され，難民と認定されると，その外国人は，外国を旅行するときには「難民旅行証明書」の交付を受けることができるなど，条約に定められている保護が与えられることになります。

平成 23 年に我が国において難民認定申請を行った者は 1,867 人であり，過去最高の申請者数となっています。また，同年に難民として認定した者は 21 人（うち 14 人は異議申立手続における認定者）であり，難民と認定しなかったものの，人道的な理由を配慮し在留を特別に認めた者は 248 人となっています。

そのほか，我が国では，平成 22 年度から，タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民を第三国定住のパイロットケースとして受け入れ（平成 22 年度 :27 人，平成 23 年度 :18 人），定住支援を実施しており，入国管理局では主に受入れ難民の選考手続を担当しています。今後も，引き続き関係行政機関と協力して，円滑な受入れを実施します。

なお，我が国は，昭和 53 年にインドシナ難民受入れを開始して以降，難民条約上の難民のほか，第三国定住難民，人道上の配慮を必要とした者を受け入れており，これらを合わせた数（庇護数）は平成 23 年末で 13,956 人となっています。

基本的な難民認定手続の流れ

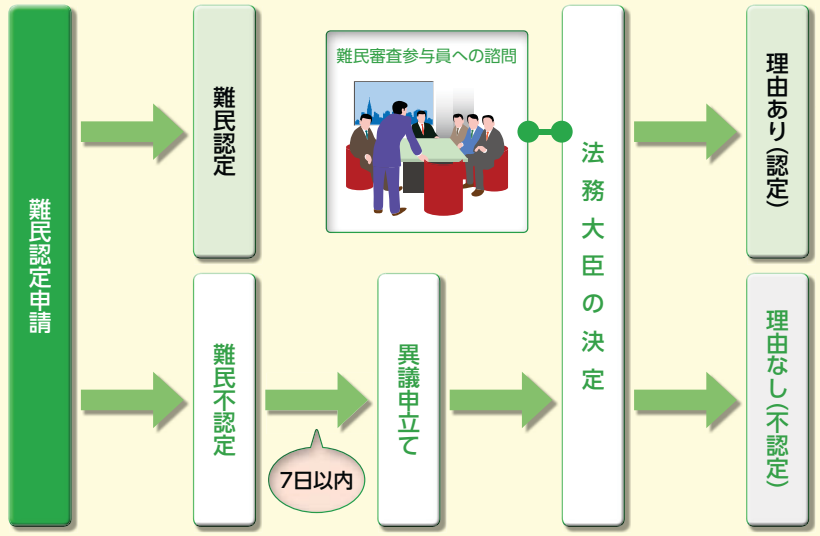

6 Points-Based System for Highly Skilled Foreign Professionals 高度人材ポイント制

グローバル化が進む中，日本国内でも様々な分野で働く外国人が増えています。日本経済を活性化し，国際競争力を高めていくためには，国内の人材を最大限に活用するだけでなく，多様な価値観や経験，ノウハウ，技術をもった海外の優秀な人材を積極的に受け入れ，新たなイノベーションを生み出していくことが重要です。「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」は，そのような諸外国との人材獲得競争がある中で，優れた能力や技術等をもつ外国人の方々が，日本で生活しやすい環境を整備することにより，高度人材を積極的に日本に誘致することを目的としています。

「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」は，一定の就労資格に該当する外国人のうち，ご本人の希望に応じ，特に優れた人材（高度人材）を「ポイント制」という仕組みを通じて認定し，出入国管理上の優遇措置を講じることによりその受け入れを促進しようとする制度です。

本制度では，高度人材としての活動類型として「学術研究活動」「高度専門・技術活動」「経営・管理活動」の３つを設け，それぞれの特性に応じて，学歴や職歴，年収などのポイント評価項目を設けており，ポイントの合計が一定の点数以上に達した方には，出入国管理上の優遇措置が与えられます。

活動区分	該当例	ポイントの合計点
高度学術研究活動	基礎研究や最先端技術の研究を行う外国人研究者など	学歴・職歴・年収・年齢の各項目，特別加算項目（研究実績や資格，地位，その他）のポイントの合計点が 70 点以上
高度専門・技術活動	専門的な技術・知識などを生かして，新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発などを担う外国人など	
高度経営・管理活動	日本企業のグローバルな事業展開などのため，豊富な実務経験などを生かして企業の経営・管理に従事する外国人など	

高度人材として，入国が認められた方は，以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

- 複合的な在留活動の許容
- 「５年」の在留期間の付与
- 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- 入国・在留手続の優先処理
- 配偶者の就労
- 親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- 高度人材に雇用される家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）

詳しくは，こちらのWebサイトをご覧ください。 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html

7 人身取引対策

Measures to Combat Trafficking in Persons

人身取引防止のための取組

人身取引は，「トラフィッキング」ともいわれ，他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力，脅迫，誘拐，詐欺，立場の違いを悪用するなどの手段を用いて人を採用・輸送・売買・収受するなどの行為をいいます。このような人身取引は重大な人権侵害であり，決して許されるものではありません。

我が国は，平成12年11月15日に国連において採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し，抑止し及び処罰するための議定書」（いわゆる「人身取引議定書」）に署名して以降，内閣官房，法務省，外務省，厚生労働省及び警察庁による「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し，一体となって，人身取引対策を推し進めてきました。

平成21年12月には，昨今における人身取引の現状等を踏まえ，「人身取引対策行動計画2009」を策定し，関係府省庁が更に緊密な連携を図りつつ，また，外国の関係機関，国際機関及びNGOとの関係を強化して，人身取引の防止を図るとともに，潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し，その撲滅と被害者の適切な保護を推進しています。

8 国際テロ対策

International Counter-Terrorism

日本の安全を守るために…

平成13年9月11日に米国で発生した同時多発テロを契機として，我が国では，国民の安全を確保するため，これまで様々な対策を講じてきました。テロの犠牲となっているのは自らを守る特別の手段を持たない方々であり，テロは人類及び国際社会が直面する脅威となっています。

入国管理局ではテロリストの水際での防止に関し，様々な取組を行っており，関係機関との連携を深めつつ，平成19年11月20日から指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査を行うなどテロリストの入国防止を厳格に行っております。

個人識別情報を活用した上陸審査

テロの未然防止に関する取組

- ○在留資格認定証明書交付申請の厳格な審査
- ○厳格な査証審査のための外務省(在外公館)との連携
- ○厳格な上陸審査の実施(セカンダリ審査の実施など)
- ○偽変造文書鑑識の充実・強化
- ○事前旅客情報システム(APIS)の導入
- ○上陸審査時に外国人(特別永住者等を除く)に指紋等の個人識別情報の提供の義務付け
- ○テロリストの退去強制事由の整備
- ○船舶等の長に対する乗員・乗客に係る事項の事前提出の義務付け
- ○ICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用した審査の実施

テロリストの入国を未然に防止し，大部分の善良な外国人に対する無用な警戒感を払拭

9 第4次出入国管理基本計画

Basic Plan for Immigration Control (4th Edition)

出入国管理基本計画とは

入管法第61条の10に基づき，外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画であり，①入国・在留する外国人の状況，②外国人の入国・在留管理の指針，③その他の施策を法務大臣が定めることとされています。

第4次出入国管理基本計画は，当面5年の期間を想定して平成22年3月に策定されました。

テロの未然防止に関する取組

今後の出入国管理行政の方針

○本格的な人口減少時代が到来する中，**我が国の社会が活力を維持しつつ，持続的に発展するとともに，アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から，積極的な外国人の受入れ施策を推進していく**

○我が国社会の秩序を維持し，治安や国民の安全等を守るため，**テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し，また，依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに，法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っていく**

○我が国における在留外国人の増加，活動内容の多様化等に対応し，在留外国人の居住・在留状況等を正確に把握等するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し，**情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに，地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど，外国人の利便性の向上に努めていく**

○国際社会の一員として，**難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく**

具体的施策

我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

1. 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ
2. 日系人の受入れ
3. 国際交流の一層の推進
4. 留学生の適正な受入れの推進
5. 研修・技能実習制度の適正化への取組
6. 外国人の受入れについての国民的議論の活性化

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

1. 厳格な出入国審査等の水際対策の実施
2. 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進
3. 被収容者処遇の一層の適正化に向けた取組
4. 在留特別許可の適正な運用

我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

1. 情報を活用した適正な在留管理の実現
2. 外国人との共生社会の実現に向けた取組

難民の適正かつ迅速な庇護の推進

1. 適正かつ迅速な難民認定のための取組
2. 第三国定住による難民の受入れ

「活力ある豊かな社会」「安全・安心な社会」「外国人との共生社会」の実現

第4次出入国管理基本計画の詳細については，次のURLを参照 http://www.moj.go.jp/content/000054439.pdf

Immigration Officer

入管の職員

国際化時代を担う…

出入国管理行政に携わる職員は，3,881 人（平成 24 年度末定員）で，全国さまざまな職場で活躍しています。いずれの職場も，外国人の出入国や在留の管理を通じ，国の安全と国民生活の安定，経済・文化・社会の発展の一翼を担っているのです。特に，直接外国人と接する職員の仕事ぶりは，外国人の抱く日本の印象にも大きく影響します。そこでは，毅然とした態度とともに，国際的にも通用するスマートさが必要とされるのです。入管では次のような職員が活躍しています。

入国審査官　全国で2,050人

出入国審査，在留審査など各種の審査業務を行うスペシャリストです。

入国警備官　全国で1,562人

不法入国者等を摘発し，国外へ退去強制する入管 G メン。

法務事務官　一般的事務に従事し組織を支えます

法務技官　医師・看護師など，人間に直接かかわる入管にとって不可欠な仕事です。

全国で269人

名古屋入国管理局

東京入国管理局

大村入国管理センター

大阪入国管理局

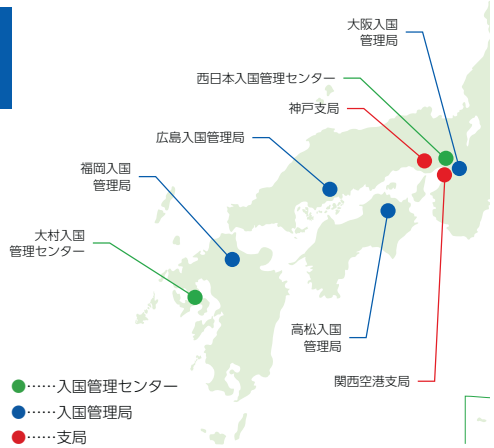

Immigration Bureau

入管の機構

全国に広がる出入国管理

入管の機構

入管行政を行うための機構として，法務省に入国管理局が設けられているほか地方入国管理局（8 か所），同支局（7 か所），出張所（61 か所）及び入国管理センター（3 か所）が設けられています。
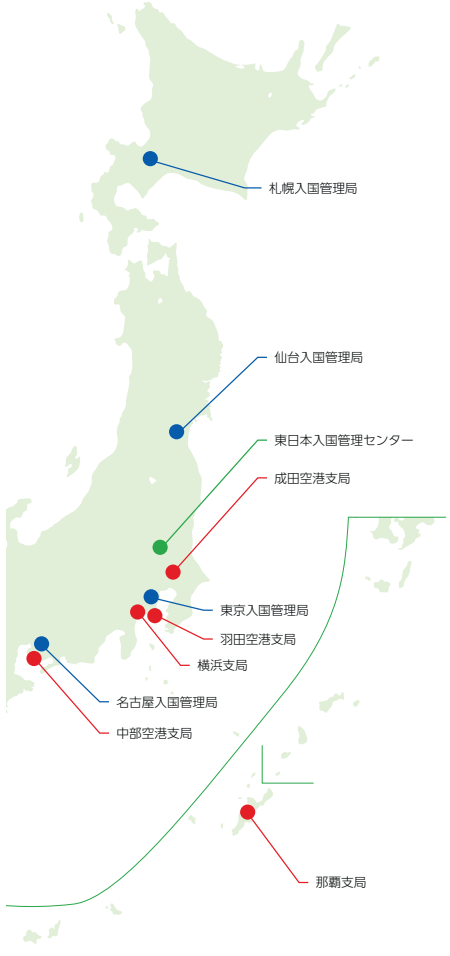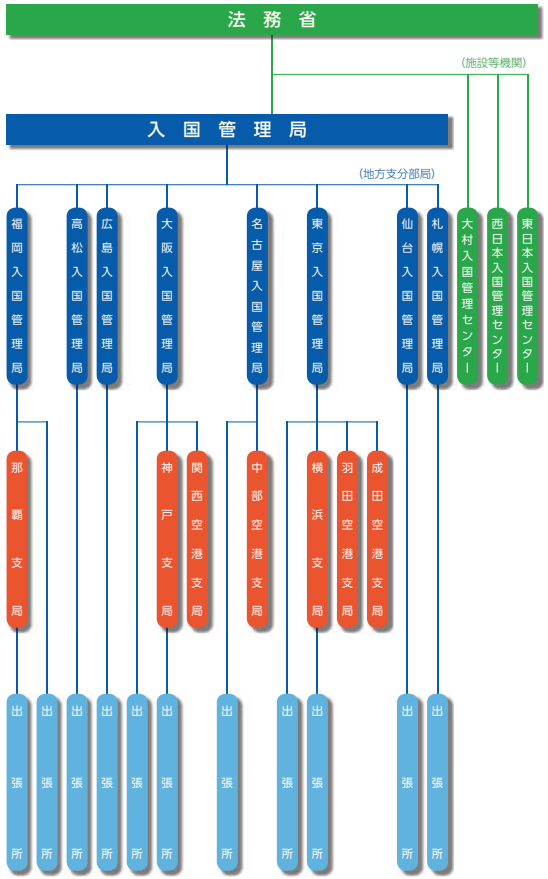
パトロールカー